

## ひょうご農林水産SDGs認証事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「ひょうご農林水産SDGs認証事業」（以下「認証事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業実施要綱に基づくひょうご農林水産SDGs推進宣言登録者（以下「登録者」という。）を対象に、SDGsの達成に向けた農林漁業者等の更なる取組を県が評価・認証し、支援することにより、取組の推進や裾野の拡大へと繋げ、もって農林漁業者等の価値及び競争力の向上、地域経済の振興等を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 農林漁業者等 認定農業者、兵庫県意欲と能力のある林業経営体、農林水産業を営む法人、農林水産業に関連する団体等、3戸以上の農林漁業者の組織する団体をいう。
- (2) SDGs 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。

### (申請要件)

第3条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 登録者であること。
  - (2) 「ひょうごSDGs Hub」の会員であること。
  - (3) 県税等に未納がないこと。
  - (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
  - (5) 法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、知事が適当でないとする場合は、認証対象から除外することができる。

### (認証の申請)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる書類を、あらかじめ定められた期間内に知事に提出しなければならない。

- (1) ひょうご農林水産SDGs認証事業申請書（様式第1号）
- (2) チェックシート（様式第2号）及びその添付書類

- (3) 目標設定シート（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### （認証基準）

第5条 チェックシート（様式第2号）における実施項目数が10項目以上かつ、社会・経済・環境の各区分について、実施項目が1つ以上ある場合に認証を行う。

2 前項において、次の各号に掲げる認定等を申請時点において受けている場合は、チェックシート（様式第2号）の項目の一部は既に実施しているものとみなす。なお、該当する項目は、チェックシートに記載のとおりとする。

- (1) JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P.
- (2) 畜産GAP
- (3) 農場HACCP
- (4) 雇用就農資金
- (5) ワークライフバランス認定企業
- (6) プラチナえるぼし認定企業
- (7) プラチナくるみん認定企業
- (8) ひょうごミモザ企業
- (9) エコアクション21認証企業

#### （認証等の決定）

第6条 知事は、第4条に規定する申請を受けた場合は、ひょうご農林水産SDGs認証事業審査会（以下「審査会」という。）の審査に付し、その審査結果に基づいて認証又は不認証を決定する。

2 知事は、認証基準に適合すると認めたときは、認証書（様式第4号）を交付し、認証者について、県ホームページで公表する。

3 知事は、認証基準に適合しないと認めたときは、当該申請者にその旨を通知する。

#### （認証期間）

第7条 認証期間は、認証を受けた日から令和8年3月末日までとする。

#### （取組の報告）

第8条 第6条の認証を受けた者（以下「認証者」という。）は、認証を受けた日から1年が経過する毎に、当該経過した日から30日以内に、目標設定シート（様式第3号）に掲げた目標等の進捗状況について、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による進捗状況の内容に応じて、取組の改善が必要と認める場合は、改善の指示を行うことができる。

(認証内容の変更)

第9条 認証者は、名称又は事業所所在地、並びに認証の決定に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合は、変更届出書（様式第5号）により、速やかに当該変更内容を知事に届け出なければならない。

(認証の取り下げ)

第10条 認証者は、第3条に規定する申請要件又は第5条に規定する認証基準を満たさなくなった場合、取下届（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消)

第11条 知事は、認証者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する申請要件又は第5条に規定する認証基準を満たさないことが判明したとき。
- (2) 申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断したとき。
- (3) 認証書又は認証ロゴマークが不正に使用されたとき。
- (4) 第8条に規定する取組の報告が期間内になかったとき。
- (5) 県内農林漁業者等としての活動実態がないと判断されたとき。
- (6) その他知事が認証の取消を適当と認めたとき。

2 知事は、前項の取消を行ったときは、当該認証者にその旨を通知する。

(調査)

第12条 知事は、申請者及び認証者が第3条に規定する申請要件又は第5条に規定する認証基準を満たしていること並びに取組の進捗状況等を確認するため、必要に応じて聞き取り又は資料の提出のほか、現地調査を求めることができる。

(認証者に対する支援)

第13条 知事は、認証者に対し、毎年度の予算の範囲内で支援を行うことができる。

(損害賠償)

第14条 この要綱による認証及び認証者に対する支援を実施し、又は取り消したことにより、認証者に生じた損害に対し、県は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(事務の所掌)

第15条 この要綱に関する事務は、総合農政課において所掌する。

(その他)

第16条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。